

る。野外活動施設は、住みよい郷土づくりとして総合的見地にたって整備を推進する必要がある。

一方、県長期総合計画とあいまって、県南、いわき、相双の各地域に県営体育館を建設するよう努めるとともに、県総合運動公園の建設促進を図る。

(2) 学校体育施設の開放

学校体育施設の開放については、その趣旨にのっとり、組織的に推進するとともに、開放のための諸条件を整備する必要がある。

このため、県は、各市町村に対し、開放のための施設整備、条例、規則等の制定、組織の充実、予算措置等に努めるよう指導、助言する。更に、開放の管理、指導者の謝金に対する国庫補助制度の拡大と増額を強く働きかける。